

# 税金情報

税務課 ☎ 64-7703

## 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税の納期は年4回に分かれています。玉村町の納期限は、5月末、7月末、9月末、12月25日（それぞれ土、日の場合は翌営業日になります）で、納税通知書は毎年5月上旬に送付されます。

## 住宅の減額措置および住宅用地に対する特例措置

固定資産税では、住宅および住宅用地について次のような措置が設けられています。

**新築住宅に対する減額措置**

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。

## 適用要件

ア 専用住宅や併用住宅であること。  
イ 床面積（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のもの）  
ウ 居住部分の面積（併用住宅については、80m<sup>2</sup>以下であること。）  
エ 減額される範囲

居住部分について120m<sup>2</sup>まで。併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のもの）  
イ 床面積（併用住宅については、80m<sup>2</sup>以下であること。）  
ウ 居住部分の面積（併用住宅については、80m<sup>2</sup>以上2m<sup>2</sup>であること。）  
エ 減額される範囲

## 特例措置の確認について

住宅用地（住宅の敷地の用に供されている土地）は、その税負担を特に軽減する必要から、特例措置が適用されます。

ア 小規模住宅用地（住宅用地のうち1戸あたり200m<sup>2</sup>まで）：価格の6分の1  
イ 一般住宅用地（住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分）：価格の3分の1

※ 住宅用地の範囲は家屋床面積の10倍までとなります。ただし、併用住宅の場合は、居住部分の割合によって住宅用地の範囲が異なります。

住宅用地に対する減額措置については、5月に送付する固定資産税・都市計画税・税納税通知書の表紙の「新築住宅等軽減額」欄に金額が表示されますのでご確認ください。

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修などに伴う工事を行った場合、一定の要件を満たしていれば申請をすることでより固定資産税額が減額されます。

## その他減額措置

ア 一般の住宅：新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）  
イ 3階建以上の中高層耐火住宅など：新築後5年度分（長期優良住宅は7年度分）

用住宅における店舗部分、事務所部分は減額対象となりません。

## 減額される額

減額対象に相当する固定資産税額の2分の1

# 国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎ 64-7702

## 特定健診のお知らせ

玉村町の国民健康保険に加入している40歳から65歳までの人が対象に、4月より役場保健センターで集団健診を実施しています。健診料金は無料ですので忘れずに受診してください。なお、66歳以上の国保加入者は、個別健診となりますので、平成30年11月30日（金）までに、玉村町および伊勢崎市内の実施医療機関で個別に健診を受けてください。

### 健診会場

保健センター（1階・2階）

### 健診受診時に必要なもの

①国保特定健康診査受診票 ②国保の保険証

※受診票を紛失した場合は、再交付を行なっています。

※人間ドックの助成を受ける場合は、特定健診を受診できません。

※受診日に国民健康保険の資格が無くなったり人間ドックの助成を受けた場合は、健診費用を負担していただることになりますのでご注意ください。

### 特定健診（集団）日程表

健診日	受付時間	健診会場
5月	午前8時30分～10時30分	保健センター 1階・2階
	午後1時30分～3時	
	午後5時30分～7時	
	午前8時30分～10時30分	
6月	午前8時30分～10時30分	
21日（木）	午前8時30分～10時30分	
24日（日）	午前8時30分～10時30分	
7月	午前8時30分～10時30分	
18日（水）	午前8時30分～10時30分	
9月	午前8時30分～10時30分	
	午前8時30分～10時30分	
	午後1時30分～3時	
	午前8時30分～10時30分	